

## 第 88 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 21 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 高田雅司会長、横山孝志委員、加藤将和委員、石黒鮎子委員  
鍋田さつき委員、片山幸久委員  
(事務局) 建築指導課 増田管理係長、井関主査、岡田主事  
(処分庁) 建築指導課 浅場参与兼課長、本間指導係長、  
指導係弓桁主任技師、川崎技師
- 4 欠席者 1 人 神谷照枝委員
- 5 傍聴人 0 人

### 6 議題及び結論

#### (1) 議案審議

- ア 議案第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可  
(高速道路管理施設)
- イ 議案第 2 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可  
(高速道路管理施設)
- ウ 議案第 3 号 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可  
(一戸建ての住宅)

#### (2) 報告事項 (包括許可基準に基づく許可)

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可 2 件

### 7 進行記録

#### (高田会長進行)

- ・本日、6 人の委員の出席があり審査会会議が成立していることを報告
- ・【議案第 1 号、第 2 号、第 3 号】の審議に入る前に、会議録の署名を鍋田委員と片山委員に依頼  
《会議録の署名について、鍋田委員と片山委員が了承》
- ・[本間係長] が、【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
清水区	中日本高速道路株式会社 東京支社長 松井 保幸	高速道路管理施設

#### < 【議案第 1 号】に関する質疑応答 >

- ・[横山委員] が質問  
料金ブースも新設しますが、図面はありますか。これは建築物ですか。

- ・ [本間係長] が回答  
建築物です。建築物上屋の下の部屋扱いです。
  - ・ [高田委員] が質問  
樹脂製の既製品ボックスのようなものですか。
  - ・ [本間係長] が回答  
鋼製の既製品です。
  - ・ [横山委員] が質問  
部屋扱いですね。
  - ・ [本間係長] が回答  
有人なので部屋扱いとなります。
  - ・ [横山委員] が質問  
立面図に「建築限界を示す」と記載ありますが、これは何ですか。
  - ・ [本間係長] が回答  
道路の基準である道路構造令にて、歩道に関しては高さ 2.5メートル、車道に関しては高さ 4.5メートルを超え、通行上支障となるものは建築してはならないという基準があり、これが建築限界です。
  - ・ [横山委員] が質問  
道路交通の基準で決められているのですね。
  - ・ [本間係長] が回答  
はい。一般的には 4.5メートルですが、重要物流道路に関しては 4.8メートルを建築限界とするという基準があり、今回申請建築物の建築限界は、4.8メートルとされています。料金徴収施設についても基準があり、こちらも 4.8メートルを確保する基準となっています。
  - ・ [横山委員] が質問  
高速道路内は 4.8メートルが建築限界ということですね。
  - ・ [本間係長] が回答  
はい。
  - ・ [高田委員]  
その他質問等ありますか。
- (この他質問等がなく議案第 1 号の採決へ)
- ・ [高田会長]  
それでは議案第 1 号の建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可について、審査会としては異議なしとし、議案のとおり承認します。

(続いて、議案第 2 号の審議へ)

- ・ [本間係長] が、【議案第 2 号】について説明

申請場所	申請者	用途
清水区	中日本高速道路株式会社 東京支社長 松井 保幸	高速道路管理施設

<【議案第2号】に関する質疑応答>

- ・[鍋田委員] が質問

議案第1号もそうでしたが、現況写真を見ると大きな柱が3本ほど、間に数本あります。図面には55センチ角の鉄骨の柱を4本、28メートルとばして付設するように設計されています。構造計算はされていると思いますが、吹上など安全上の確認はされているのでしょうか。

- ・[本間係長] が回答

構造計算については、確認申請の中で確認していきます。今回の許可申請は道路内に当該建築物を設置することが法律上許可されるかどうかの申請となります。

- ・[鍋田委員] が質問

安全上の確認もされていくということですね。

- ・[本間係長] が回答

はい。

- ・[高田委員]

その他質問等ありますか。

(この他質問等がなく議案第2号の採決へ)

- ・[高田会長]

それでは議案第2号の建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について、審査会としては異議なしとし、議案のとおり承認します。

(続いて、議案第3号の審議へ)

- ・[本間係長] が、【議案第3号】について説明

申請場所	申請者	用途
駿河区	(個人)	一戸建ての住宅

- ・[片山委員] が質問

配置図の隣地の既存建物の敷地と申請建築物の敷地の境目が段違いになっているように見えます。公図で見ると段差がないように見えますが、取扱いはどのようになりますか。1.83メートルの法定外道路の幅員がこの公図どおりであれば問題ないと思いますが、敷地の境がどのような状態か教えてください。

- ・[本間係長] が回答

公図と敷地との位置関係については今後確認します。

- ・[横山委員] が質問

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に係る審査基準の第5条第3項イについて、「通路は現に建築物が2棟以上立ち並んでいるものであること」とありますが、2棟並んでいなければ許可しないのですか。

- ・[本間係長] が回答

はい。今回の申請建築物の他に2棟存在しなければなりません。

- ・[横山委員] が質問

「現に」ということはそれ以前に違反建築物が存在しても2棟並んでいれば良いのですか。

- ・[本間係長] が回答  
確認申請が出ている建物かどうかは確認しています。申請が出ていない建物は個数に含めていません。
- ・[横山委員] が質問  
審査基準の策定（平成 11 年 9 月策定）前に確認申請が出ており、当時の確認申請で建築確認が下りていれば良いということですね。
- ・[本間係長] が回答  
そうです。
- ・[浅場課長] が回答  
平成 11 年にこのような案件が許可扱いとなり「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可に係る審査基準」が策定されました。それ以前は建築主事の判断に依っていましたが、基準が明確となりました。策定以前に確認申請をし、正規の手続きを行っているものが 2 棟あれば、申請を許可しています。
- ・[高田委員]  
その他質問等ありますか。  
(この他質問等がなく議案第 3 号の採決へ)
- ・[高田会長]  
それでは議案第 3 号の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について、審査会としては異議なしとし、議案のとおり承認します。  
続いて、次第（3）包括許可基準に基づく建築計画許可の報告です。お手元の資料 3 の報告に関するものです。処分庁より説明をお願いします。
- ・[弓桁主任技師] が説明  
【資料により包括許可について（2 件）説明】
- ・[高田会長]  
合計 2 件の包括許可基準について報告がありました。何かご質問ありますか。  
【特に質問なし】
- ・[高田会長]  
以上をもちまして第 88 回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員